

中央政府の無能と自治体の右往左往

佐藤 克 廣

昨年一〇月、政権は菅義偉首相から岸田文雄首相にバトンタッチされた。衆議院解散総選挙がおこなわれ、十一月一〇日に第二次岸田内閣が誕生した。新政権となっても変わらないと感じるのは、国から自治体への政策実施の丸投げ、押しつけである。

昨年一二月、岸田内閣の新型コロナ対策が迷走し、自治体は政権の場当たり的対応に右往左往した。一八歳以下の子どもに対して、一人あたり一〇万円相当の給付をおこなうとする対策の変質ぶりは、自治体にとっては大いなる怒りを引き起こすものであったと言える。結果的には、対象世帯に一人あたり一〇万円の現金給付を一月中に各自治体がおこなっても良いこととなったものの、その決定がギリギリの、むしろ、給付は到底無理とも思われるタイミングでなされた。それでも対応できた自治体が少なからずあったのは、日本の自治体職員の有能さを証明するものであろう。

そもそもこの給付金の目的がどこにあるのかについての説明が明確ではない。経済的に困窮している子育て世帯の救済策かと思いきや、経済対策・景気浮揚対策であるかのような説明もあった。内閣府の「令和三年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯へのクーポンを基本とした給付について）地方自治体及び地方議会向けQ&A（暫定版）」（二月一五日）では、この給付金の目的について、「経済対策において、『新型コロナウイルス

」感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、児童を養育している者の年収が九六〇万円以上の世帯を除き、〇歳から高校三年生までの子供たちに一人当たり一〇万円相当の給付を行う』こととされています。」と記載されている。経済対策と子育て支援の両方を目的としたようである。おそらくは、当初予定された五万円の現金給付は子育て支援、五万円のクーポンは経済対策と目されていたのであろう。この経済対策部分のクーポンは、子育て世帯の所在する自治体のみで使われることが前提とされていたようなので、地域経済支援を意図していたと考えられる。

ただ、このクーポン方式は、多くの批判が集まったように、複雑かつ多額の費用を要するものである。複雑さは、内閣府政策統括官（経済財政運営担当）が各都道府県知事に宛てた、昨年一二月二日の通知「令和三年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について」にある「令和三年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領」に如実に現れている。この要領では、現金給付の説明は、「追加給付金」と「一括給付金」を合わせても二頁であるのに対して、クーポンの説明は三頁を超えている。

結局一〇万円を現金で一括給付しても良いこととはなったものの、所得制限は残された。この所得制限も、実態を十分把握したもので

はなかったと言える。父母のどちらかしか所得のないモデル世帯で、年収九七〇万円でも二人を育てている場合と、父母とも所得が一八〇〇万円の世帯で子ども二人を育てている場合では、前者は臨時支援金をもらえないのに、後者の世帯では二〇万円の支援金の給付があるのである。「子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、児童を養育している者」を支援するというなら、こうした所得制限は設けるべきではなかった。

報道によれば、「現金給付だと貯蓄に回る」という（データ）なるものが、一昨年度の特定期給付金を事例として出回った。仮にそれが事実だとしても、所得制限なしにほぼ全員に給付した「特定期給付金」と、所得制限を設けた「子育て世帯等臨時特別支援事業」とでは、比較対象が異なる。また、仮に今回の支援金が一時的に貯蓄に回るとしても、いずれ子育て、子どもの学費等に回る蓋然性が高い。子育てにかかる費用は、小学生から大学生へと年長になるほど圧倒的に増えるので、賢い消費者なら、将来に備えるはずである。それでは、緊急の経済対策とはならないというのであれば、この支援金の目的は、子どもたちの未来を拓く観点ではなく、現在の経済対策であるとすべきであった。ただし、経済対策なら、子育て世代への支援である必要はなかった。

ワクチン接種データベースの不備や国交省の統計データ改竄指示など、人々の気づきにくいところで政権や府省の劣化が生じているように思える。こうした劣化や思いつきのような（対策）で右往左往させられるのは、自治体職員や住民である。

へさとう かつひろ・北海学園大学教授／当研究所理事長